

体育奨励事業補助金交付要領廃止について

H. U. グループ健康保険組合の体育奨励事業補助金交付要領の廃止について、令和6年2月20日開催の第90回組合会においてが議決されたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告します。

体育奨励事業補助金支給規程の事業内容及び諸手続きを変更することに伴い、本要領を廃止する。

この要領は令和6年4月1日から廃止する。

令和6年2月27日

H. U. グループ健康保険組合

理事長 木村博昭

